特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事 務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

台東区は、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都台東区長

公表日

令和7年10月8日

[令和7年5月 様式3]

項目一覧

I	基本情報
п	特定個人情報ファイルの概要
(別	J添1)特定個人情報ファイル記録項目
ш	リスク対策
IV	開示請求、問合せ
v	評価実施手続
(

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務				
②事務の内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・予防接種対象者を抽出し、接種券を発行する。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)【令和6年9月30日運用終了】へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他区市町村へ接種記録の 照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。				
③対象人数	<選択肢> [10万人以上30万人未満] 1)1,000人未満 2)1,000人以上1万人未満 3)1万人以上10万人未満 4)10万人以上30万人未満				
2. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務において使用するシステム				
システム1					
①システムの名称	保健システム				
②システムの機能	・予防接種対象者の抽出 ・接種券の発行、履歴照会 ・接種記録の登録・照会 ・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録				
	[〇] 情報提供ネットワークシステム [〇] 庁内連携システム				
	[]住民基本台帳ネットワークシステム [〇] 既存住民基本台帳システム				
③他のシステムとの接続	[〇]宛名システム等 []税務システム				
	[]その他 ()				
システム2~5					
システム2					
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)【令和6年9月30日運用終了】				
②システムの機能	 ・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他区市町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施 				
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム				
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム				
● 12002 17 一 CON 18 49 6	[] 宛名システム等 [] 税務システム				
	[]その他 ()				

システム3				
①システムの名称	庁内連携システム			
②システムの機能	情報連携機能 ①庁内連携機能:住民情報、住登外情報、特定個人情報について業務システムとの連携を行う。②中間サーバー連携機能(副本登録):各システムで抽出した特定個人情報を、中間サーバーに連携する。(中継機能)情報照会機能 ①情報照会機能 ①情報照会機能:業務システムから「他団体への情報照会依頼」を受信する。また、中間サーバーから受信した「他団体からの情報提供内容」を業務システムに連携する。 ②中間サーバー連携機能(情報照会):業務システムから受信した「他団体からの情報提供内容」を、中間サーバーに連携する。また、中間サーバーから「他団体からの情報提供内容」を取得する。特定個人情報登録機能 ①特定個人情報登録機能:特定個人情報を画面入力あるいはバッチ処理により基盤DBへ登録する。			
	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム			
	[]住民基本台帳ネットワークシステム [〇] 既存住民基本台帳システム			
③他のシステムとの接続	[〇] 宛名システム等 [〇] 税務システム			
	[〇] その他 (中間サーバー)			
システム4				
①システムの名称	中間サーバー			
②システムの機能	①符号管理機能 青報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利 相する「団体内統合宛名番号」とをひも付け、その情報を保管・管理する。 ②情報照会機能 青報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会し と情報の受領)を行う。 ③情報提供機能 青報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供 を行う。 ④既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報 是供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 ⑤情報提供等記録管理機能 寺定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。必要に をごて修管されたアクセス記録を検索、抽出、出力、不開示設定や過誤事由の更新を行い、保管期間の過 をごとでとなれたアクセス記録を検索、抽出、出力、不開示設定や過誤事由の更新を行い、保管期間の過 をごアクセス記録を削除する。 ⑥情報提供データベース管理機能 寺定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 ②アーク送受信機能 中間サーバーと情報提供が必要の情報等について連携する。 ③ セキュリティ管理機能 特の容、符号取得のための情報等について連携する。 ③ セキュリティ管理機能 特の容、符号取得のための情報等について連携する。 ③ セキュリティ管理機能 もた個人情報(連携対象)の暗号化及び符号や電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている の書名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する。 ② 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員を認証し、操作者を一意に特定する。職員に付与された権限に基づき、シス 下ム機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 ⑩システム管理機能 中間サーバー・ソフトウェアで提供するバッチの状況管理、業務統計情報の集計、中間サーバー・ソフト ウンステム管理機能 中間サーバー・ソフトウェアで提供するバッチの状況管理、業務統計情報の集計、中間サーバー・ソフト ウェアの稼働状況の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。			
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [○] 庁内連携システム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム			
	[] その他 (

システム5				
①システムの名称	団体内統合宛名システム			
②システムの機能	①団体内統合宛名番号採番機能:業務システムからの要求に応じて団体内統合宛名番号を採番し、業務システム及び中間サーバーに返却する。 ②番号管理情報更新機能:住民情報、住登外情報が更新された際に、団体内統合宛名番号、個人番号、宛名番号(各業務システム)のひも付け情報を更新する。 ③中間サーバー連携機能:中間サーバー、または中間サーバー接続端末からの要求に応じて、団体内と統合宛名番号にひも付く宛名情報を返却する。 ④団体内宛名番号にひも付く宛名情報を返却する。 ④団体内宛名番号の変更機能(名寄せ機能):個人番号が同一で複数の団体内統合宛名番号が付番されていた場合の団体内統合宛名番号の変更を行う。 ⑤住民情報参照、住登外情報登録・参照機能:住民情報、住登外情報の参照及び住登外情報の登録を行う。			
	[]情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム			
	[]住民基本台帳ネットワークシステム [O]既存住民基本台帳システム			
③他のシステムとの接続	[] 宛名システム等 [] 税務システム			
	[〇] その他 (中間サーバー)			
3. 特定個人情報ファイル名				
新型コロナウイルスワクチン接続				
4. 個人番号の利用 ※				
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表14の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)			
5. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携 ※			
①実施の有無	<選択肢>			
②法令上の根拠 (情報照会の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「命令」という。)第2条の表 項番25、27、28、29 (情報提供の根拠) ・命令第2条の表 項番25、26				
6. 評価実施機関における担当部署				
①部署	健康部 保健予防課			
②所属長の役職名	<mark>属長の役職名 保健予防課長</mark>			
	,			

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名
新型コロナウイルスワクチン接種記録

新型コロナウイルスワクチン接種記録ファイル					
2. 基本情報	2. 基本情報				
①ファイルの種類 ※		<選択肢> (選択肢> 1)システム用ファイル 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等)			
②対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
③対象となる	本人の範囲 ※	台東区の住民基本台帳に記録されている予防接種の対象となる者			
₹(の必要性	予防接種の実施及び接種記録を適正に管理するため			
④記録される	項目	<選択肢> 「10項目以上50項目未満 10項目以上50項目未満 2010項目以上50項目未満 3050項目以上100項目未満 40100項目以上			
		・識別情報			
70	の妥当性	【識別情報】 ・個人番号 対象者を特定し、本人確認を適正に行うために必要である。 ・その他識別情報 予防接種を受けた者を特定し、接種記録を適正に管理するために必要である。 【連絡先等情報】 ・5情報 予防接種の対象者であることを把握・確認するために必要である。 【業務関係情報】 ・予防接種記録 予防接種の記録を管理するために必要である。			
全	ての記録項目	別添1を参照。			
5保有開始日		令和3年12月20日			
⑥事務担当部	羽署	健康部 保健予防課			

3. 特定個人情報の入手・使用					
			[〇]本人又は本人の代理人		
			[〇]評価実施機関内の他部署 (戸籍住民サービス課)		
			[]行政機関・独立行政法人等 ()		
①入手元	*		[O]地方公共団体·地方独立行政法人 (他区市町村)		
			[]民間事業者 ()		
			[O] その他 (ワクチン接種記録システム(VRS))		
			[O]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ		
			[]電子メール []専用線 [〇]庁内連携システム		
②入手方	法		[]情報提供ネットワークシステム		
			ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明 [〇]その他 (書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明) 書交付センターシステム【令和6年3月31日運用終了】		
③使用目	的 ※		予防接種の実施及び接種記録を適正に管理するため		
		使用部署	健康部 保健予防課		
④使用の主体 使用者数		使用者数	<選択肢>		
⑤使用方法			・台東区への転入者について、転出元区市町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・台東区からの転出者について、転出先区市町村へ台東区での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。		
	情報の)突合	台東区からの転出者について、台東区での接種記録を転出先区市町村に提供するために、他区市町村 から個人番号を入手し、台東区の接種記録と突合する。		
⑥使用開始日 令和3年12月20日		令和3年12月20日			

4. 犋	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託				
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> (3) 件			
委託事項1		保健システムの保守管理			
①委託内容		保健システムの保守運用 職員からの問合せ対応 システム障害復旧作業			
②委託先における取扱者数		<選択肢>			
③委詰	托先名	日本コンピューター株式会社			
再	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない			
委託	⑤再委託の許諾方法				
	⑥再委託事項				
委託	事項2~5				
委託事項2 ナウ		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等【令和6年9月30日委託終了】			
①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等			
②委詞	モ先における取扱者数	<選択肢>			
③委詰	托先名	株式会社ミラボ			
再	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない			
再 委 託	⑤再委託の許諾方法				
	⑥再委託事項				
委託事項3		新型コロナワクチン接種証明書交付業務委託【令和5年12月28日委託終了】			
①委託内容		新型コロナワクチン接種証明書の交付			
②委託先における取扱者数		<選択肢> (選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上			
③委託先名		株式会社JTB			
再	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない			
再委託	⑤再委託の許諾方法				
	⑥再委託事項				

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)				
提供・移転の有無	[O] 提供を行っている (2)件 [] 移転を行っている ()件			
3000 13 13 00 13 10	[] 行っていない			
提供先1	区市町村長			
①法令上の根拠	番号法 第19条第16号			
②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務			
③提供する情報	区市町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)			
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2.基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ			
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線			
⑥担併士注	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)			
提供・移転の有無 提供先1 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供方法 ①時期・頻度 提供先2~5 提供先2~5 提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報の対象となるなられば、できます。 ②提供の表する情報の対象となるなられば、できます。 ②提供の表する情報の対象となる。 ⑤提供する情報の対象となる。 ⑤提供する情報の対象となる。 ⑤提供する情報の対象となる。	[] フラッシュメモリ [] 紙			
	[O] その他 (ワクチン接種記録システム(VRS))			
⑦時期·頻度	台東区への転入者について、転出元区市町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度			
提供先2~5				
提供先2	都道府県知事、区市町村長			
①法令上の根拠	命令第2条の表 項番25、26			
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの			
③提供する情報	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの			
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2.基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ			
	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線			
⑥坦州 古 注	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)			
⑥提供方法	[] フラッシュメモリ [] 紙			
	[]その他 ()			
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度			

6. 特定個人情報の保管・消去

<台東区における措置>

- ・ガバメントクラウド以外の環境のシステムは、データセンターに設置するサーバに保管を行っている。 ※データセンターは事前に申請のうえ入館を行う形式となっており、入館時も本人確認、パスワードと静脈 による生体認証で入退室管理が行われている。また、施設内に監視カメラ等セキュリティ装置が設置され ている。
- サーバへのアクセスは、ID/パスワードによる認証が必要となる。
- ・紙媒体については施錠可能な書庫により保管する。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。

- •ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。
- 日本国内でデータを保管している。

②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータ ベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

<ワクチン接種記録システムにおける措置>

【保管】

ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。

- ・論理的に区分された台東区の領域にデータを保管する。
- ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。
- ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。
- ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。
- ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。

(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)

電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。

(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)

証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。

<ガバメントクラウドにおける措置>

①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。

- •ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。
- ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。

②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

7. 備考

【消去】

<台東区における措置>

ディスク交換やハード更改等の際は、データセンターにおいて、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。
- ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。

<ワクチン接種記録システムにおける措置>

- ・台東区の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。
- ・台東区の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。

※クラウドサービスは、laaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできなため、消去することができない。

<ガバメントクラウドにおける措置>

- ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。
- ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。
- ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。

保管場所 ※

(別添1)特定個人情報ファイル記録項目

新型コロナウイルスワクチン	,接種記録に関す	ス記録 百日

- •個人番号
- •宛名番号
- ・自治体コード
- •接種券番号
- •属性情報(氏名、生年月日、性別)
- •接種状況(実施/未実施)
- •接種回
- •接種日
- ・ワクチンメーカー
- ロット番号
- ワクチン種類(※)
- •製品名(※)
- ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)
- ·証明書ID(※)
- •証明書発行年月日(※)
- ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

新型コロナウイルスワクチン接種記録ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

① 転入者本人からの個人番号の入手

台東区の転入者について、転出元区市町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。

②他区市町村からの個人番号の入手

台東区からの転出者について、台東区での接種記録を転出先区市町村へ提供するため、他区市町村から個人番号を入手するが、その際は、他区市町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。

リスクに対する措置の内容

③転出元区市町村からの接種記録の入手

台東区への転入者について、転出元区市町村から接種記録を入手するが、その際は、台東区において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。

④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手

接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。

(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)

]

交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

<ワクチン接種記録システムにおける措置>

- ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。
- ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、区市町村ごとに論理的に区分されており、他区市町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。
- ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。

(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)

- ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
- ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。
- ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本 人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。
- ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。
- ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。
- ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。

(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)

- ・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
- ・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する区市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。
- ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本 人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。
- ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。
- ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。
- ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信については LGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<台東区における措置> ・宛名システムにおいては、個人番号利用業務以外又は個人番号を必要としない業務主管課がシステムを参照する場合、個人番号を非表示とする。 ・保健システムには、予防接種事務に関係のない情報を保有しない。 ・職員ごとに権限設定を行い、職員の事務処理に必要な情報のみ参照できるよう制御している。 〈ワクチン接種記録システムにおける措置> ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。
リスクへの対策は十分か	<選択肢> [十分である] 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク				
ユーザ認証の管理		】「	選択肢> 行っている	2) 行っていない
 (台東区における措置> ・職員一人ひとりが二要素認証を実施し、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシスで利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施する。 ・シムテムが利用できる端末を、システムで管理することにより、不要な端末からの利用ができない制限を実施する。 ・人事異動により業務の担当者が異動した場合は、情報システム課の担当者が権限を変更またはる。 〈ワクチン接種記録システムにおける措置〉 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した定して発行される。 			る。 端末からの利用ができないような 当者が権限を変更または削除する。 WAN端末による操作に限り可能	
その他	その他の措置の内容 システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。			
リスクへの対策は十分か 「 十分である		選択肢> 特に力を入れている 課題が残されている	2) 十分である	

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置〉

- ①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようにしている。
- ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。
- ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、 媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。
- ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。
- ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。
- ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。
- ②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。
- ・台東区の転入者について、転出元区市町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。
- ・台東区からの転出者について、台東区での接種記録を転出先区市町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。
- ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手 し、使用する。
- ③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない					
リスク	: 委託先における不正な	(使用等のリスク				
	契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	[定めている] <選択肢> 1) 定めてし				
	規定の内容	特定個人情報及び機密情報の取扱いについて、以下の	は、大情報を第三者に漏らしてはならない。また、契約者に提出しなければならない。 教育を行わなければならない。 扱者を通知しなければならない。 の一部についてやむを得ず第三者に委託する必要の内容、事業執行の場所を委託者に通知し、委託者 でもこの契約を遵守させなければならない。 用してはならない。また、第三者に提供してはならな にならない。また、第三者に提供してはならない。 で写し、又は複製してはならない。委託者の許可を であり、その引渡しは、委託者が指定した日時、場所に の際に預かり証を委託者に提出しなければならない。 の際に預かり証を委託者に提出しなければならない。 は、その引渡しは、委託者が指定した日時、場所に の際に預かり証を委託者に提出しなければならない。 は、その保有する特定個人情報を直ちに委 はされた電磁的記録、帳票等を専用ケースに収納し、 の場所に持ち出してはならない。 はならない。 をされた電磁的記録、帳票等を専用ケースに収納し、 の場所に持ち出してはならない。 はないできる。 でするとともに、遅滞なくその状況を書面をもって委 では、受託者は、その発生数量、発生原因を委託者 は、受託者は、その発生数量、発生原因を委託者 は、受託者は、その発生数量、発生原因を委託者 は、受託者は、その発生数量、発生原因を委託者 は、受託者は、その発生数量、発生原因を委託者 はる。 は、受託者は、その発生数量、発生原因を委託者 はる。			
	£先による特定個人情報 レの適切な取扱いの担	「 西禾紅」ていたい] リー付に力で	・ E入れて行っている 2)十分に行っている テっていない 4)再委託していない			
	具体的な方法	・委託先は、再委託先名、再委託内容及び再委託する ティ管理体制等を記載した書面を台東区に提出し、台頭 ・情報の保管及び管理等に関する特記事項については のとし、委託先は、再委託先がこれを遵守することに関	東区の承諾を受けなければならない。 は、委託先と同様に、再委託先においても遵守するも			

〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置〉 台東区、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用 にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム (VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に 係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容に ついては、当該確認事項に規定されている。 その他の措置の内容 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の 提供を受ける際の入手に係る保護措置 <選択肢> Γ 十分である] 1) 特に力を入れている 2) 十分である リスクへの対策は十分か 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク

	固人情報の提供・移転に ルール	[定めてい	งอี]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方法			、認められる範囲の特定化	固人情報の提供・移転を行い、適正に特
ケ() 竹())			トして移転する場合		テム毎に異なるID、パスワードにて特定個 定することで連携ルートを固定化する。
リスクへの対策は十分か		[十分であ	5る]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 3) 課題が残されてい	

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する 措置

<ワクチン接種記録システムにおける措置>

- ・転出元区市町村への個人番号の提供
- 台東区への転入者について、転出元区市町村から接種記録を入手するため、転出元区市町村へ個人番号を提供するが、その際は、
- ①本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを用いて提供する。
- ②個人番号と共に転出元の区市町村コードを送信する。そのため、仮に誤った区市町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける区市町村では、該当者がいないため、誤った区市町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。
- ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。
- ・特定個人情報を提供する場面を、必要最小限に限定している。具体的には、台東区への転入者について、転出元区市町村での接種記録を入手するために、転出元区市町村へ個人番号と共に転出元の区市町村コードを提供する場面に限定している。

6. 情報提供ネットワークシ	·ステムとの接続 ·ステムとの接続	[]接続しない(入手	:) []接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行っ	われるリスク		
	< 台東区における措置> ①庁内連携システムを介した情報照会ム間の自動連携に限定しているため、②各業務システム-庁内連携システム規則の定義を行い、接続を承認されて	職員が目的外の入手を行うこと間の自動連携では接続システムのみが接続可能の	とはない。 ムの認証やシステム毎に異なる通信
リスクに対する措置の内容	〈中間サーバー・ソフトウェアにおける ①情報照会機能(※1)により、情報提 行と照会内容の照会許可用照合リスト ネットワークシステムから提供許可証を められた情報連携以外の照会を拒否す いる。	性ネットワークシステムに情報 ・(※2)との照合を情報提供ネッ を受領してから情報照会を実施 する機能を備えており、目的外	ットワークシステムに求め、情報提供 することになる。つまり、番号法上認 提供やセキュリティリスクに対応して
	②中間サーバーの職員認証・権限管理 ウトを実施した職員、時刻、操作内容の ンライン連携を抑止する仕組みになっ (※1)情報提供ネットワークシステムを 能。	の記録が実施されるため、不適 ている。	切な接続端末の操作や、不適切なオ
	(※2)番号法の規定による情報提供オ会者、情報提供者、事務及び特定個人の。 (※3)中間サーバーを利用する職員の報へのアクセス制御を行う機能。	人情報を一覧化し、情報照会の	可否を判断するために使用するも
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われ	るリスク		
	く 台東区における措置> ①特定個人情報の提供は、原則、各業を行うことを防止している。 ②各業務システム間の自動連携では接続を承認されているシステムのみが	接続システムの認証やシステム	
リスクに対する措置の内容	く中間サーバー・ソフトウェアにおける ①情報提供機能(※)により、情報提供トワークシステムから入手し、中間サー基づき情報連携が認められた特定個/②情報提供機能により、情報提供ネッステムから提供許可証と情報照会者へ動で生成して送付することで、特定個/③機微情報については自動応答を行行う際に、送信内容を改めて確認し、抗リスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理	ネットワークシステムにおける肝ーバーにも格納して、情報提供を トバーにも格納して、情報提供を 人情報の提供の要求であるかま トワークシステムに情報提供を トたどり着くための経路情報を 人情報が不正に提供されるリス わないように自動応答不可フラ 提供を行うことで、センシティブな	機能により、照会許可用照合リストに チェックを実施している。 ・行う際には、情報提供ネットワークシ 受領し、照会内容に対応した情報を自 ・クに対応している。 グを設定し、特定個人情報の提供を な特定個人情報が不正に提供される
	実施した職員、時刻、操作内容の記録ン連携を抑止する仕組みになっている(※)情報提供ネットワークシステムを化能。	。 使用した特定個人情報の提供の	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。
- <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークである総合行政ネットワーク等を利用することにより、安全性を確保している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、 中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周 知		[[十分に行っている] 1)特に力を入れて		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし		<選択肢> 1)発生あり	2) 発生なし
	その内容					
	再発防止策の内容	·				

< ワクチン接種記録システムにおける措置>

【物理的対策】

ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための 統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウド サービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。

主に以下の物理的対策を講じている。

- ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理
- ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。

【技術的対策】

ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。

主に以下の技術的対策を講じている。

- ・論理的に区分された当該区市町村の領域にデータを保管する。
- ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。
- ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。
- ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。
- ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。
- ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。

(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)

- ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。
- ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。

(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)

その他の措置の内容

- ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。
- ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。
- <ガバメントクラウドおける措置>

【物理的対策】

①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には許可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。

②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

【技術的対策】

①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。

②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準 【第1.0版】」(令和4年10月デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又 はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。 以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、デー タアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。

④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。

⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。

⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。

⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢>

]

- 1) 特に力を入れている 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

8. 監	8. <u>監査</u>						
実施の	D有無	[〇]自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査	
9. 彼	業者に対する教育・啓	养					
従業者	省に対する教育・啓発	[十分に行っている]	, ,,,,		いる 2) 十分に行	ioている
	具体的な方法	〈台東区における措置〉 ・従事する職員(非常勤職員等であための研修を実施するとともにき、「電算処けている。 〈中間サーバー・プラットフォー、IPA(情報処理推進機構)が提供作成し、中間サーバー・プラットで等)や情報セキュリティに関する 〈新型コロナウイルス感染症対策デジタル庁(旧内閣官房情報通種記録システムの利用にあたっ員等の当該システムの利用を管	こ、理 ムすオ教 に信ての はる一斉 保経の	の記録を残してい 持定個人情報取 らける措置> 最新の運用に携わる を年次(年2回)及 る予防接種事務 所(IT)総合戦略 電認事項」に同意	へる。 扱業務委託契約 ユリティ教育育事員なび随時(新規要なび随時(新規要 における措置〉れ をといから発出され のうえ、第9条(り特記事項」を遵う 資料等を基にセキ: ま者に対し、運用規 更員着任時)実施で	デすることを義務付 ユリティ教育資材を 見則(接続運用規程 することとしている。 イルスワクチン接

10. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウド サービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及 び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。

〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置〉

デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(区市町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。 <ガバメントクラウドにおける措置>

・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。

・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに 起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに 起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応 するものとする。

具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・	打正•利用停止請求
①請求先	台東区 総務部総務課文書係 〒110-8615東京都台東区東上野4丁目5番6号 電話03-5246-1055
②請求方法	台東区役所区政情報コーナーにおいて、本人又は代理人が請求書を提出する。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不 記載等	_
2. 特定個人情報ファイルの	り取扱いに関する問合せ
①連絡先	台東保健所 健康部保健予防課予防担当 〒110-0015東京都台東区東上野4丁目22番8号 電話03-3847-9471
②対応方法	電話、郵送での受付を行う。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年8月31日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取 【任意】
①方法	_
②実施日・期間	_
③主な意見の内容	_
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	_
②方法	_
③結果	_

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月8日	I基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の内容	ワクチン接種記録システム(VRS)	ワクチン接種記録システム(VRS)【令和6年9月 30日運用終了】	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	I基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)	ワクチン接種記録システム(VRS)【令和6年9月 30日運用終了】	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続	[〇]税務システム	[]税務システム	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない
令和7年10月8日	I基本情報 4. 個人番号の 利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1 項番10 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令 第10条	・番号法第9条第1項 別表14の項	事後	法令改正に伴う変更
令和7年10月8日	ドソークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	の番号の利用等に関する法律別表第二の主務	【情報照会の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「命令」という。)第2条の表 項番25、27、28、29 【情報提供の根拠】 ・命令第2条の表 項番25、26	事後	法令改正に伴う変更
令和7年10月8日	I基本情報 6. 評価実施機 関における担当部署 ①部署	健康部 新型コロナウイルス感染症対策室	健康部 保健予防課	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない

令和7年10月8日	I基本情報 6. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長の役職名	新型コロナウイルスワクチン接種担当課長	保健予防課長	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない
令和7年10月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	4情報(氏名、性別、生年月日、住所)	5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月 日、住所)	事後	法令改正に伴う変更
令和7年10月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	4情報	5情報	事後	法令改正に伴う変更
令和7年10月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	健康部 新型コロナウイルス感染症対策室	健康部 保健予防課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム【令和6年3月31日運用終了】	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない
令和7年10月8日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	健康部 新型コロナウイルス感染症対策室	健康部 保健予防課	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない
令和7年10月8日	要 4. 特定個人情報ファイル	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種 事務に関するワクチン接種記録システム(VRS) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電 子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含 む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等【令和6年9月30日委託終了】	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない
令和7年10月8日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	新型コロナワクチン接種証明書交付業務委託	新型コロナワクチン接種証明書交付業務委託 【令和5年12月28日委託終了】	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない
		番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、1 6の3項	命令第2条の表 項番25、26	事後	法令改正に伴う変更

令和7年10月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	番号法別表第二における予防接種に関する特定個人情報の連携対象者の範囲	「2.基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年10月8日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・ 消去 保管場所	<台東区における措置> ・データセンターに設置するサーバに保管を行っている。	※該当箇所を参照	事前	重要な変更(自治体システム 標準化に伴う変更)
令和7年10月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・ 消去 保管場所	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	※該当箇所を参照	事前	自治体中間サーバー・プラット フォーム更改に伴う変更
令和7年10月8日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・ 消去 保管場所	(追加)	<がバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更(自治体システム 標準化に伴う変更)

令和7年10月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 7. 備考	(追加)	〈ガバメントクラウドにおける措置〉 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	重要な変更(自治体システム 標準化に伴う変更)
令和7年10月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添1) 特定個人情報 ファイル記録項目	接種回(1回目/2回目/3回目/4回目)	接種回	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない
△和7年10日0日	皿リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク特定個人情報の提供・移転に関するルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法、台東区個人情報保護条例その他法令 等	番号法その他法令等	事後	法令改正に伴う変更
	Ⅲリスク対策 6. 情報提供 ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行わ れるリスク リスクに対する措 置の内容	情報提供許可証	提供許可証	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない

令和7年10月8日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供 ネットワークシステムとの接続 リスク2:不正な提供が行われ るリスク リスクに対する措置 の内容	情報提供許可証	提供許可証	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない
	クシステムとの接続に伴うその		<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (中略) ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事前	自治体中間サーバー・プラット フォーム更改に伴う変更
令和7年10月8日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容	(追加)	くガバメントクラウドおける措置> 【物理的対策】 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には許可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	重要な変更(自治体システム 標準化に伴う変更)

Ⅲリスク対策 7. 特定個人情 セキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対	节和/年10月8日	報の保管・消去 リスク:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損	(追加)	策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドの特定の対域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を		重要な変更(自治体システム 標準化に伴う変更)
---	-----------	------------------------------	------	--	--	----------------------------

令和7年10月8	□ リスク対策 10. その他の リスク対策	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > 中間サーバー・プラットフォームを活用すること により、統一した設備環境による高レベルのセ キュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高 い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、 及び技術力の高い運用担当者による均一的で 安定したシステム運用、監視を実現する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。	事前	自治体中間サーバー・プラット フォーム更改に伴う変更
令和7年10月8	Ⅲリスク対策 10. その他のリ スク対策	(追加)	くガバメントクラウドにおける措置>・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データの取扱いについては、当該業務データの取扱いについては、当該業務データの取扱いについてまを受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	重要な変更(自治体システム 標準化に伴う変更)
令和7年10月8	Ⅳ開示請求、問合せ 2. 特定 目 個人情報ファイルの取扱いに 関する問合せ ①連絡先	台東保健所 健康部新型コロナウイルス感染症対策室新型コロナウイルスワクチン接種担当 〒110-0015東京都台東区東上野4丁目22番8号 電話03-3847-9431	台東保健所 健康部保健予防課予防担当 〒110-0015東京都台東区東上野4丁目22番8号 電話03-3847-9471	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない

V評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和3年12月20日	令和7年8月31日	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づく定期的な見直しによる変更
------------------------	------------	-----------	----	--------------------------------------